

内四三号

起案

平成三十一年四月一日

上奏	决定	平成三十一年四月一日
平成	平成	年月日
年	年	年月日
月	月	月日
日	日	日

内閣総理大臣

五

内閣官房長官  
内閣官房副長官

五五

内閣総務官

原



柴山国務大臣	麻生国務大臣	吉川国務大臣	根本国務大臣	岩屋国務大臣	宮腰国務大臣
河野国務大臣	石田国務大臣	吉世耕国務大臣	片山国務大臣	櫻田国務大臣	茂木国務大臣
河野国務大臣	石井国務大臣	菅国務大臣	渡辺国務大臣	山本国務大臣	内閣総理大臣
河野国務大臣	原田国務大臣	平井国務大臣	原田国務大臣	原田国務大臣	内閣総理大臣
河野国務大臣	柴山国務大臣	河野国務大臣	河野国務大臣	河野国務大臣	内閣総理大臣

元号の読み方に関する内閣告示について  
別紙内閣総理大臣請議

右閣議に供します。

おつて、閣議決定の上は、別紙内閣告示案により、平成三十二年四月一日  
付けをもって公示することといたしたい。

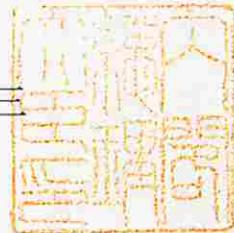
指 令 案

元号の読み方に関する内閣告示について請議のとおり。

府管第27号  
平成31年4月1日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



元号の読み方に関する内閣告示について

標記について、別紙のとおり閣議を求めます。

日本国政府

## 元号の読み方に関する内閣告示について

平成 31 年 4 月 1 日  
閣 議 決 定 案

元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の規定により  
定められた元号の読み方は、令和である旨内閣告示をもって公示  
することとする。

日本国政府

○内閣告示第一号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の規定により定められた元号の読み方は、次のとおりである。

れいわ  
令和

平成三十一年四月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

